

専門職大学院設置基準等と教育実践大学院評価基準との対比表
（一般社団法人専門職高等教育質保証機構）

1. 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、・・・大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、それぞれ適合していること。</p>	<p>以下、大学設置基準及び専門職大学院設置基準との対比表を参照。</p>
<p>二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。</p>	<p>すべての基準（基準 1～基準 8）</p> <p>本評価では「教育研究等の水準の維持および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」ための目的を定め、その目的を達成するための基本的方針を策定し、その方針にしたがった評価基準として、八つの基準を設けている。（評価基準要綱）</p>
<p>3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。</p>	
<p>イ 教員組織に関すること。</p>	<p>基準 4 教職員組織等</p>
<p>ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学</p>	<p>基準 2 教育課程</p>

学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。	
ハ 施設及び設備に関すること。	基準5 学修環境
ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。	基準3 学修成果
ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。	8つの基準で構成されており、イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関することについても評価できることを明示している。

2. 大学院設置基準

大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
第一章 総則	
(趣旨)	—
第一条 大学院は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。	
(教育研究上の目的)	基準1 目的および入学者選抜
第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	1-1 大学院の目的が、明確に定められているとともに、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という学校教育法第九十九条第二項の規定から外れるものでないか。
(入学者選抜)	基準1 目的および入学者選抜
第一条の三 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	1-2 大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。 1-3 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の

大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>(教員と事務職員等の連携及び協働)</p> <p>第一条の四 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<p>受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。</p> <p>基準4 教職員組織等</p> <p>4-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員および職員の組織編制がなされているか。</p>
<p>(大学院の課程)</p> <p>第二条 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。</p>	<p>—</p>
<p>(専ら夜間において教育を行う大学院の課程)</p> <p>第二条の二 大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。</p>	<p>—</p>
<p>(修士課程)</p> <p>第三条 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>基準1 目的および入学者選抜</p> <p>1-1 大学院の目的が、明確に定められているとともに、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という学校教育法第九十九条第二項の規定から外れるものでないか。</p> <p>基準2 教育課程</p>
<p>(博士課程)</p> <p>第四条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う</p>	<p>—</p>

大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>ことを目的とする。 2～5（略）</p>	
<p>第二章 教育研究上の基本組織</p>	
<p>（研究科） 第五条 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<p>基準4 教職員組織等 4-1 教員組織および職員組織の編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員および職員の組織編制がなされているか。</p>
<p>（専攻） 第六条 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2（略）</p>	<p>基準2 教育課程 2-1 理論と実践の架橋に留意しつつ、大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p>
<p>（研究科と学部等の関係） 第七条 研究科を組織するに当たっては、学部、大学附置の研究科等と適切な連携を図る等の措置により、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなるよう配慮するものとする。</p>	<p>基準2 教育課程 2-1 理論と実践の架橋に留意しつつ、大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 基準4 教職員組織等 4-1 教員組織および職員組織の編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員および職員の組織編制がなされているか。</p>
<p>（複数の大学が協力して教育研究を行う研究科） 第七条の二 大学院には、二以上の大学が協力して教育研究（第三十一条第二項に規定する共同教育課程（次条第二項、第十三</p>	<p>基準5 学修環境 基準2 教育課程 2-1 理論と実践の架橋に留意しつつ、大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的</p>

大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>条第二項及び第二十三条の二において「共同教育課程」という。）及び第三十六条第一項に規定する国際連携教育課程（第十三条第二項及び第二十三条の二において「国際連携教育課程」という。）を編成して行うものを除く。第八条第四項において同じ。）を行う研究科を置くことができる。</p>	<p>に編成されているか。</p> <p>基準4 教職員組織等</p> <p>4-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員および職員の組織編制がなされているか。</p>
<p>（研究科以外の基本組織）</p> <p>第七条の三 学校教育法第百条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科以外の基本組織」という。）は、当該大学院の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。</p> <p>一 教育研究上適切な規模内容を有すること。</p> <p>二 教育研究上必要な相当規模の教員組織その他諸条件を備えること。</p> <p>三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-1 理論と実践の架橋に留意しつつ、大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>基準4 教職員組織等</p> <p>4-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員および職員の組織編制がなされているか。</p>
<p>第三章 教員組織</p>	
<p>（教員組織）</p> <p>第八条 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2～6（略）</p>	<p>基準4 教職員組織等</p> <p>4-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員および職員の組織編制がなされているか。</p>
<p>第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条</p>	<p>基準4 教職員組織等</p> <p>4-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、</p>

大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、「文部科学大臣が別に定める数」（平成十五年文部科学省告示第五十三号第一条。以下同じ。）以上置かれているか。</p> <p>① 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者</p> <p>② 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>③ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者</p>
<p>（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織）</p> <p>第九条の二 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p>	<p>基準4 教職員組織等</p> <p>4-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、「文部科学大臣が別に定める数」（平成十五年文部科学省告示第五十三号第一条。以下同じ。）以上置かれているか。</p> <p>① 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者</p> <p>② 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>③ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者</p>
<p>第四章 収容定員</p> <p>（収容定員）</p> <p>第十条 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準1 目的および入学者選抜</p> <p>1-4 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p>
<p>第五章 教育課程</p> <p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第十一条 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-1 理論と実践の架橋に留意しつつ、大学院の目的や授与される</p>

大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p>
<p>（授業及び研究指導）</p> <p>第十二条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-5 専攻分野に応じた、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論あるいは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。</p>
<p>（研究指導）</p> <p>第十三条 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>基準4 教職員組織等</p>
<p>（教育方法の特例）</p> <p>第十四条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-1 理論と実践の架橋に留意しつつ、大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。教育課程の編成が、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を反映したものになっているか。</p>
<p>（成績評価基準等の明示等）</p> <p>第十四条の二 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>基準8 教育情報等の公表</p> <p>8-3 成績評価基準や修了認定基準が学生に周知されているか。</p>
<p>（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</p> <p>第十四条の三 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するも</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-2 教育課程や教育内容の水準が、当該分野の期待に応えるものになっているか。授業科目の内容が、全体として教育課程の</p>

大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>のとする。</p>	<p>編成の趣旨に沿ったものであり、当該分野の研究動向あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。</p> <p>基準6 教育の内部質保証システム</p> <p>6-7 ファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。</p>
<p>（大学設置基準の準用）</p> <p>第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。（以下、省略）</p>	<p>基準2 教育課程</p>
<p>第六章 課程の修了要件等</p> <p>（修士課程の修了要件）</p> <p>第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-8 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、それらに従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。</p> <p>基準8 教育情報等の公表</p> <p>8-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）および修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が適切に公表、周知されているか。</p>

大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>(博士課程の前期の課程の取扱い)</p> <p>第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>8-3 成績評価基準や修了認定基準が学生に周知されているか。</p> <p>基準2 教育課程</p> <p>2-8 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、それらに従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。</p> <p>基準8 教育情報等の公表</p> <p>8-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）および修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が適切に公表、周知されているか。</p> <p>8-3 成績評価基準や修了認定基準が学生に周知されているか。</p>
<p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第十七条 博士課程の修了の要件は、大学院に五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程に一年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の</p>	<p>8-3 成績評価基準や修了認定基準が学生に周知されているか。</p> <p>基準2 教育課程</p> <p>2-8 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、それらに従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。</p> <p>基準8 教育情報等の公表</p> <p>8-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）および修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が適切に公表、周知されているか。</p> <p>8-3 成績評価基準や修了認定基準が学生に周知されているか。</p>

大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。 2～3（略）</p>	
<p>第十八条 削除</p>	—
<p>第七章 施設及び設備等</p>	
<p>（講義室等） 第十九条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。</p>	<p>基準5 学修環境 5-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されているか。 5-3 自主的学修環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。</p>
<p>（機械、器具等） 第二十条 大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p>	<p>基準5 学修環境 5-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されているか。 5-3 自主的学修環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。</p>
<p>（図書等の資料） 第二十一条 大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。</p>	<p>基準5 学修環境 5-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。</p>
<p>（学部等の施設及び設備の共用） 第二十二条 大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。</p>	<p>基準5 学修環境</p>
<p>（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備） 第二十二条の二 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が</p>	<p>基準5 学修環境</p>

大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
隣接している場合は、この限りでない。	
（教育研究環境の整備） 第二十二條の三 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	基準5 学修環境 基準7 財務基盤および管理運営 7-1 大学院の目的に沿った教育研究活動を適切に遂行できる財政的基礎を有し、経常的収入が継続的に確保されているか。
（研究科等の名称） 第二十二條の四 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	—

3. 専門職大学院設置基準

専門職大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
第一章 総則	
第一条（趣旨） （専門職学位課程） 第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。 2（略）	— 基準1 目的および入学者選抜 1-1 大学院の目的が、明確に定められているとともに、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という学校教育法第九十九条第二項の規定から外れるものでないか。
（標準修業年限の特例） 第三条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあっては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあっては当該	基準2 教育課程 基準2 教育課程

専門職大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>期間を超える期間とすることができる。</p> <p>2（略）</p>	
<p>第二章 教育研究上の基本組織</p> <p>（教員組織）</p> <p>第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。</p> <p>第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>三 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者</p> <p>2～4（略）</p>	<p>基準4 教職員組織等</p> <p>4-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員および職員の組織編制がなされているか。</p> <p>基準4 教職員組織等</p> <p>4-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、「文部科学大臣が別に定める数」（平成十五年文部科学省告示第五十三号第一条。以下同じ。）以上置かれているか。</p> <p>① 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者</p> <p>② 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>③ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者</p>
<p>第三章 教育課程</p> <p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-1 理論と実践の架橋に留意しつつ、大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。教育課程の編成が、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を反映したものになっているか。</p> <p>また、教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか。</p>

専門職大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
	<p>(1) 教育課程が、教育実践に必要な専門的な知識、教育に携わる専門職の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等を修得させるとともに、高い倫理観および国際的視野をもつ専門職業人を育成するよう適切に編成されていること。</p> <p>(2) 専門職としての資質と専門的能力を養うために、教育実践基礎、教育実践マネジメント、主体的な学びの実施を促すための教授能力の育成に関する科目を重点的かつバランスよく履修させるよう配慮がなされていること。</p> <p>(3) 基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されていること。</p>
<p>(教育課程連携協議会)</p> <p>第六条の二 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-2 教育課程や教育内容の水準が、当該分野の期待に応えるものになっているか。授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、当該分野の研究動向あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。</p>
<p>(授業を行う学生数)</p> <p>第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-4 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。</p>
<p>(授業の方法等)</p> <p>第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-5 専攻分野に応じた、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論あるいは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。</p>

専門職大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。</p> <p>2（略）</p>	
<p>第九条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及第二項の規定を準用する。</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-5 専攻分野に応じた、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論あるいは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。</p>
<p>（成績評価基準等の明示等）</p> <p>第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>基準8 教育情報等の公表</p> <p>8-3 成績評価基準や修了認定基準が学生に周知されているか。</p>
<p>（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</p> <p>第十一条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-2 教育課程や教育内容の水準が、当該分野の期待に応えるものになっているか。授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、当該分野の研究動向あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。</p> <p>基準6 教育の内部質保証システム</p> <p>6-7 ファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。</p>
<p>第四章 課程の修了要件等</p> <p>（履修科目の登録の上限）</p>	<p>基準2 教育課程</p>

専門職大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>第十二条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。</p>	<p>2-3 履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなされているか。</p>
<p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第十三条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-8 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、それらに従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。</p>
<p>(入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-8 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、それらに従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。</p>
<p>(専門職学位課程の修了要件)</p> <p>第十五条 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。</p>	<p>基準2 教育課程</p> <p>2-8 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、それらに従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。</p> <p>基準8 教育情報等の公表</p> <p>8-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編</p>

専門職大学院設置基準	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>(専門職大学院における在学期間の短縮)</p> <p>第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。</p>	<p>成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）および修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が適切に公表、周知されているか。</p> <p>8-3 成績評価基準や修了認定基準が学生に周知されているか。</p> <p>基準2 教育課程</p> <p>2-8 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、それらに従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。</p>
<p>第五章 施設及び設備等</p> <p>(専門職大学院の諸条件)</p> <p>第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。</p>	<p>基準5 学修環境</p> <p>5-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されているか。</p>

4. 専門職大学院に関し必要な事項について定める件

専門職大学院に関し必要な事項について定める件	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>(専攻ごとに置くものとする専任教員の数)</p> <p>第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示</p>	<p>基準4 教職員組織等</p> <p>4-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。</p>

専門職大学院に関し必要な事項について定める件	教育実践大学院（専門職大学院）認証評価基準
<p>第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数（以下この項及び第五項において「最小専門職大学院別専任教員数」という。）又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（少数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員をおくものとする。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>2～7（略）</p>	<p>また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、「文部科学大臣が別に定める数」（平成十五年文部科学省告示第五十三号第一条。以下同じ。）以上置かれているか。</p> <p>① 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者</p> <p>② 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>③ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者</p>
<p>（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）</p> <p>第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第三項及び第四項若しくは同条第五項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。</p> <p>2～6（略）</p>	<p>基準4 教職員組織等</p> <p>4-4 専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下、実務家教員とよぶ。）が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむねね3割以上に相当する人数注1が置かれているか。</p> <p>4-5 実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。</p>
<p>第三条（法科大学院の収容定員）</p>	<p>—</p>
<p>第四条（法科大学院の履修科目の登録の上限）</p>	<p>—</p>
<p>第五条（教職大学院の教育課程）</p>	<p>—</p>